

昭和41年商法改正 (1)

— 戦後高度経済成長期・開放経済体制への移行期における会社法改正 —

戸 川 成 弘

目 次

第1章 序 論

第2章 昭和37年改正後昭和41年改正に至るまでの経過

第3章 各改正事項の改正の経緯および理由

第1節 株式の譲渡制限

第2節 記名株式の譲渡方法

第3節 額面株式と無額面株式の相互転換 (以上本号)

第4節 議決権の不統一行使

第5節 新株発行の手続

第6節 新株引受権の譲渡

第7節 転換社債の転換請求期間

第4章 結 語

第1章 序 論

本稿は、昭和41年商法改正の経緯および理由について、検討を加えるものである。

昭和41年改正の内容は、昭和25年改正で確立された株式の自由譲渡性の絶対的保障の原則を修正して定款による株式譲渡制限の制度を設けたこと、記名株式の譲渡方法について株券の裏書または譲渡証書を添付して株券を交付する方法に代えて株券の交付のみで足りるとしたこと、それに伴い株券不所持制度を

設けたこと、株主の請求による額面株式と無額面株式の相互転換の制度を設けたこと、複数の議決権を有する株主についての議決権の不統一行使の制度を設けたこと、第三者に新株引受権を与えて行う新株発行について一般に株主総会の特別決議が必要であった規定を特に有利な発行価額で発行する場合にのみ総会の特別決議が必要であるとしたこと、株主の新株発行差止請求権の行使の機会を確保するため新株の発行に関して必要な事項の公示の規定を設けたこと、新株引受権の譲渡を明文で認め譲渡方法を規定したこと、株主名簿の閉鎖期間内でも転換社債の転換請求をすることができるようにしたこと、であるが、それらは主として実務上の要請から経済界の要望に基づき立案・成立をみたものであり、実務上の懸案事項の解決をはかった改正であるといえる¹⁾。

したがって、改正全体を貫く明確な基本理念というものは必ずしも見出し難い。そのことは、鈴木竹雄博士が当時述べられた、「今度の改正に通ずるフィロソフィーないしは基礎理論的なものがないことを不満とする向きがないではなかったが、それは、実際界における要望を受けてその解決をはかったものにすぎないのだから、むしろ当然のことである²⁾。」という言葉に表れている。

しかし、当然のことながら、改正された各事項についてはそれぞれの重要な理由が根底に存在するわけであり、しかも、それぞれ別個の実務的要請によるところが大きい。そこで、本稿においては、まず、昭和37年改正後昭和41年改正に至るまでの審議の経過についてふれた後、改正事項ごとにその改正の経緯および理由について、検討を加えることにする。

ただ、後述するが、各事項についての経済界の要望が生じてきた背景には、昭和30年代のわが国経済の高度成長に伴う証券市場の急拡大（証券取引の急増）と開放経済体制（特に資本取引の自由化）への移行に伴う外資導入の拡大という共通の要因が存在していたということができ、この点を踏まえつつ、検討を進めることにする。

注

- 1) 鈴木光夫・昭和41年改正会社法実務の研究〔商事法務研究会編〕1頁（編者のことば）（昭和41年）、第51回国会参議院法務委員会会議録（国立国会図書館所蔵。以下、「参録」として引用）18号7頁〔法務省民事局長発言〕。
- 2) 鈴木竹雄・前掲注1）昭和41年改正会社法実務の研究3頁。

第2章 昭和37年改正後昭和41年改正に至るまでの経過

昭和37年改正後、昭和41年改正が成立するに至った経緯は、以下のとおりである³⁾。

昭和37年に株式会社の計算に関する規定の改正を中心とした商法の改正が行われたが、その後も、法制審議会商法部会では、経済界から緊急に改正を要望されている事項について審議をすることになった。そして、昭和37年7月18日の法制審議会商法部会（鈴木竹雄部会長⁴⁾）より審議が開始され⁵⁾、額面株式と無額面株式の相互転換、記名株式の譲渡方法、新株引受権の譲渡、転換社債の転換請求期間、株式の譲渡制限、議決権の不統一行使の6項目について検討が加えられることになった。その後、同年12月に買取引受に関する判決⁶⁾が下されたため、この判決を契機として、新株発行手続に関する改正の要望が経済界からなされ⁷⁾、この点も審議の対象とされることになった。

そして、昭和39年1月25日、法制審議会商法部会において、「商法の一部を改正する法律案要綱案」が可決され⁸⁾、この要綱案は、同年2月17日に法制審議会総会において原案どおり可決され、「商法の一部を改正する法律案要綱」として、即日法務大臣に答申された⁹⁾。その内容は、額面株式と無額面株式の相互転換、転換社債の転換請求期間、記名株式の譲渡方法、記名株式についての株券不所持制度および新株引受権の譲渡に関するものであった¹⁰⁾。なお、この時点の法制審議会商法部会においては、議決権の不統一行使の項目は撤回され、株式の譲渡制限と新株発行手続の改正の2項目は、採決の結果、否決となつたとされている¹¹⁾。

政府はこの要綱に基づいて、同年3月に「商法の一部を改正する法律案¹²⁾」を第46回通常国会に提出した。この法律案はまず参議院において審議されたが可決に至らず¹³⁾、継続審議となり、次の第47回臨時国会では審議未了のまま廃案となった。

その後も、法制審議会商法部会では、残された問題について審議が行われ、昭和39年12月9日、株式の譲渡制限、新株発行手続および議決権の不統一行使に関して結論がまとまり、「商法の一部を改正する法律案要綱案」として可決され¹⁴⁾、この要綱案は昭和40年2月25日に法制審議会総会において、議決権不統一行使について附帯決議¹⁵⁾がついたことを除いて原案どおり可決され、「商法の一部を改正する法律案要綱」としてただちに法務大臣に答申された¹⁶⁾。しかし、諸般の事情により、第48回通常国会には、「商法の一部を改正する法律案」は提出されるに至らなかった¹⁷⁾。

その後、経済界からは繰り返し改正の早期実現の要望が行われ、昭和41年に入り、ようやく、前述の2つの答申に基づく「商法の一部を改正する法律案¹⁸⁾」が第51回通常国会に提出された。この法律案は、衆議院および参議院においてそれぞれ審議された¹⁹⁾結果、同年6月8日に成立し、同月14日、法律83号として公布された²⁰⁾。

施行期日は、転換社債の転換請求期間の改正規定については、公布日、記名株式の譲渡方法、記名株式についての株券不所持制度および額面株式と無額面株式の相互転換に関する改正規定については、昭和42年4月1日、その他の改正規定は、昭和41年7月1日となった（昭和41年改正商法附則第1項）。施行期日が三様に分かれたのは、法改正の利益がそれぞれの具体的事情にそうようにとの立法の配慮の結果であるとされている²¹⁾。特に、前述の3点について施行期日が昭和42年4月1日とされたのは、記名株式の譲渡方法の変更については、それが非常に大きな改正であるので、その普及のために時間をおくことが望ましいからであるとされ、その他の2点については、定款をもって別段の定めをすることができるので、施行前に定款変更のための時間的余裕を与えるた

めであるとされた²²⁾。

注

3) この経過については、以下に引用の文献のほか、上田明信「1965年の展望—商法の改正」商事335号3—8頁（昭和40年）、味村治・改正株式会社法1—2頁（昭和42年）、田代有嗣・詳解改正会社法1—2頁（昭和42年）、並木俊守・昭和41年度改正商法の解説5—8頁（昭和41年）、鈴木竹雄＝竹内昭夫・商法とともに歩む377頁（昭和52年）による。

4) 昭和41年改正審議の際の法制審議会商法部会の構成は、以下のとおりである（敬称略）。〔昭和38年1月時点（商事267号5頁（昭和38年）による）〕

（委員）

鈴木竹雄（部会長）、石井照久、田中誠二、太田哲三、大隅健一郎、黒沢清、大浜信泉、津田利治、小町谷操三、大住達雄、原安三郎、金子佐一郎、堂野達也、松本正雄、仁分百合人、松田二郎、岡咲恕一、稲益繁、佐橋滋、村上朝一、平賀健太。

（幹事）

矢沢惇、諸井勝之助、江村稔、飯野利夫、塚本孝次郎、志場喜徳郎、外山四郎、吉田昂、上田明信、味村治、田代有嗣、安原美穂、影山勇。

〔昭和38年10月時点（商事295号51頁（昭和38年）による）〕

（委員）

鈴木竹雄（部会長）、石井照久、田中誠二、大隅健一郎、大森忠夫、大浜信泉、津田利治、西原寛一、大住達雄、原安三郎、金子佐一郎、小町谷操三、川添清吉、吉田昂、中村治朗、松田二郎、岡咲恕一、吉岡英一、鳥田喜仁、平賀健太。

（幹事）

矢沢惇、塚本孝次郎、外山四郎、上田明信、池川良正、味村治、枇杷田泰助、田代有嗣、安原美穂、亀山継夫。

〔昭和39年12月9日時点（鈴木＝竹内・前掲注3）632—3頁による）〕

（委員）

鈴木竹雄（部会長）、石井照久、矢沢惇、田中誠二、大隅健一郎、大森忠夫、津田利治、西原寛一、大住達雄、原安三郎、金子佐一郎、小町谷操三、川添清吉、吉田昂、中村治朗、鈴木忠一、松井直行、鳥田喜仁、平賀健太。

（幹事）

鴻常夫、岸本好男、西村宏一、上田明信、池川良正、味村治、枇杷田泰助、田代有嗣、山根治、亀山継夫。

5) 商事252号29頁（昭和37年）。

6) 横浜地判昭和37・12・17下民13巻12号2473頁。

7) 商事268号16—7頁（昭和38年）、商事269号21—2頁（昭和38年）参照。

8) 味村治「商法の一部を改正する法律案要綱案の解説」商事304号2頁（昭和39年）。

9) 商事306号20頁（昭和39年）。

- 10) 商事304号 6 頁 (昭和39年)。
- 11) 田中誠二・三全訂会社法詳論上143頁 (平成 5 年)。
- 12) 商事310号附録 1 - 8 頁 (昭和39年)。
- 13) 暴力行為等処罰法やILO条約等の難問を抱えていた上に新潟地震の対策が加わって審議が進まなかったとされている。商事318号22頁あとがき (昭和39年), 商事319号26頁あとがき (昭和39年) 参照。また, 株式の譲渡方法の改正等につき反対意見があったとされている。田中誠・前掲注11) 143頁参照。
- 14) 商事334号5-6頁 (昭和39年)。また, 味村治「商法改正要綱案について」商事334号 2 頁 (昭和39年) 参照。
- 15) 商事341号42頁 (昭和40年)。
- 16) 同前。
- 17) 国会の特別事情, すなわち参議院議員選挙をひかえて会期が短かったことや, 日韓会談・ILO条約等の難問が予想されたことが主な理由であったとされている。鈴木竹雄「商事立法の在り方について」商事360号 4 頁 (昭和40年)。また, 昭和40年 1 月に法務省民事局長の交代があったこともその一因であったとされている。鈴木=竹内・前掲注 3) 398 - 9 頁。その他, 商事342号22 - 3 頁 (昭和40年), 351号22頁 (昭和40年) 参照。
- 18) 商事376号 9 頁 (昭和41年) 以下。
- 19) 衆議院法務委員会での審議の内容については, 第51回国会衆議院法務委員会議録 (国立国会図書館所蔵。以下, 「衆録」として引用) 20号, 21号, 23号, 24号, 25号, 26号, 28号, 29号, 30号に収録されている。また, 参議院法務委員会での審議の内容については, 参録13号, 18号, 19号, 21号, 22号, 23号, 24号に収録されている。
- 20) 商事383号22頁 (昭和41年)。改正法の内容については, 商事 3 85号45頁以下 (昭和41年)。
- 21) 三東三司「株式の譲渡制限と議決権の不統一行使」経営法学ジャーナル12号 4 頁 (昭和41年)。
- 22) 鈴木竹雄・前掲注 1) 昭和41年改正会社法実務の研究37頁, 味村・前掲注 3) 211頁。

第 3 章 各改正事項の改正の経緯および理由

第 1 節 株式の譲渡制限

株式の譲渡性に関する規定は, 過去変遷を重ねてきた。

明治32年商法149条本文は「株式ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得」と規定し, また, 昭和13年改正商法204条 1 項は「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ制限ヲ定

ムルコトヲ妨グズ」と規定して、定款の定めにより株式の自由譲渡を制限することを認めていた。

これに対して、昭和25年改正商法204条1項は、株式の大衆化に伴い株主の地位の強化の一環として株主による投下資本回収の可能性を確保するため、「株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」と規定して、株式の自由譲渡性を強行法によって保障した。

しかし、この昭和25年改正については、改正の審議の過程において、経済界から強い反対があったといわれており²³⁾、学者の中にも有力な反対意見があった²⁴⁾。

昭和25年改正後も、最低資本金を定めず閉鎖的な企業のために株式会社形態を利用することを制限しない立場をとりながら、株式譲渡の制限を一律に否認することはやや行き過ぎである²⁵⁾との学者からの有力な批判がなされた。

また、経済界においても、昭和27年に、東京商工会議所が、株式会社には同族会社等相互に信頼し合った株主から成るものもあるから、株式の自由譲渡性を絶対的なものとするのは厳格にすぎる、との理由で、定款による株式の譲渡制限を認めることを求める改正意見を提出し²⁶⁾、また、関西経済連合会が、商法は資本金額の最低を定めていないから、同族会社の中小企業にまで、株式の譲渡制限を禁止することは、不良株主の輩出、会社乗取り等の弊害を生じ、経営上支障を来す、との理由で、株式譲渡の制限禁止をある程度緩和することを求める改正意見を提出した²⁷⁾。

このような、学者および経済界からの、株式譲渡制限の禁止に対する批判の背景には、わが国の株式会社の実態が存在した。

周知のようにわが国の株式会社の大多数は中小規模の会社ないし同族会社であるが、昭和30年代においても、現実に存在していた株式会社の大多数は、中小規模の会社ないし同族会社であった。

たとえば、昭和35年度の国税庁統計年報書の「会社資本金階級別表」によれば、全株式会社（287,350）のうち、資本金100万円未満の会社は、約94%

(271,257) を占め、資本金100万円未満の会社も、約36% (103,370) を占めていたことがわかる。しかも、全株式会社のうち、約90% (259,511) が同族会社であった²⁸⁾。

そのような中小規模の会社ないし同族会社では、会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、会社経営の安定を維持したいと望むことが多いといえる。

このことを示す資料として、まず、昭和25年の改正商法実施直前における株式会社の譲渡制限の定めの有無に関する東京法務局日本橋出張所における調査によれば、調査対象会社380社中322社(約85%)が譲渡制限の定めをしていたとされる²⁹⁾。

また、昭和36年から2年間にわたる時期の神戸市を中心とする近畿・中国地方の都市における調査³⁰⁾によれば、調査対象会社510社中168社(約33%)が、株式譲渡に対する同意権者を決めておく方法、譲受人を特定の範囲に限る方法、先買権契約の方法等により株式の譲渡制限を行っていたとされる³¹⁾。この調査において、株式の譲渡制限を行っていなかった338社中186社は、譲渡が起りえないから制限の必要がないと回答した会社であるとされている³²⁾。

同じく、昭和40年の福岡市における調査³³⁾によれば、調査対象会社236社中73社(約31%)が、上記神戸市等における調査で示されたのと同様の方法により株式の譲渡制限を行っていたとされる³⁴⁾。なお、この調査において、株式の譲渡制限を行っていなかった141社中46社は、譲渡が起りえないから制限の必要がないと回答した会社であるとされている³⁵⁾。

このように、実際には、定款による株式の譲渡制限を必要としているにもかかわらず、昭和25年の改正により、それができなかった会社が少なからず存在していたことが推測される³⁶⁾。

以上のような株式会社の実態を背景としての学者および経済界からの批判を受けて、法制審議会商法部会において、株式譲渡制限の禁止の緩和が議論されることになった。

法制審議会商法部会での審議開始（昭和37年7月18日）後も、経済界では、関西経済連合会が、昭和38年2月に法制審議会商法部会等関係方面へ提出した意見書において、定款による株式の譲渡制限を認めるべき旨の要望を行い³⁷⁾、その他、経済団体連合会、東京商工会議所が、それぞれ、昭和40年3月、9月に、定款による株式の譲渡制限を認める改正の早期実現を求める要望を法務大臣ほか関係当局へ行った³⁸⁾。

以上のような状況のもと、昭和41年改正法は、定款による株式譲渡制限の制度を設けたのであるが、当初、法制審議会商法部会においては、前述の経緯から、中小規模の閉鎖的な株式会社に範囲を限定して、譲渡制限の規定を認めるかどうかという議論がなされたもようであり³⁹⁾、そのように範囲を限定して譲渡制限を認めればよいとの意見も強かったようである⁴⁰⁾。しかし、結果的に、会社の規模による区別はなされなかった。

これは、資本金が多額であって経営規模も大きい会社であっても、同族的な会社で株式の譲渡を自由にするのは適当でないと希望する会社も存在するとの理由によるものであるとされた⁴¹⁾。

しかし、このように大規模な会社にも譲渡制限を行うことを可能にする立法が行われたのは、この理由以外に別の要因も存在した。

後述するように、わが国の昭和30年代は高度経済成長期であり、それまでの閉鎖経済の体制を離れ、開放経済へ大きく移行する時期であった⁴²⁾。そして、この時期には、貿易・為替の自由化とともに資本取引の自由化への取り組みが、わが国の経済政策の重要課題とされていた。この資本取引の自由化に伴う外資による日本企業乗取りに対する防衛のための一手段として、株式譲渡制限の制度が検討されていたことがうかがえるのである⁴³⁾。

それを示す資料として、まず、昭和42年5月17日に発表された「外資審議会専門委員会報告」（委員長鈴木竹雄博士）が、定款による株式譲渡制限の制度を資本自由化に伴う外資による乗取りを有効に防ぐための一手段として位置付けていることをあげることができる⁴⁴⁾。また、この報告発表の直前に、鈴木竹

雄博士は資本自由化対策をめぐる座談会において商法の株式譲渡制限の規定にふれられ、「外国資本の圧倒を防ぐための方法として使えないかということを考えてつくった」との発言をされている⁴⁵⁾。同博士は、その後も、商法上、大企業も株式譲渡制限の制度を利用できるようにしたのは、外資による乗取りに対する防衛手段としての利用が念頭にあったという趣旨の発言をされている⁴⁶⁾。このほか、法務省訟務局次長（昭和41年改正法要綱案審議時の民事局参事官）の上田明信氏が、昭和41年改正法施行後、「この改正は、広く企業にとって好ましくない株主が企業に参加することを拒否できる途を開いたものであるが、同時に企業が外国資本による日本企業の乗取りに対する企業の自衛方法として利用しようとするときは、自衛できる途を開いたものである」と述べられたことをあげることができよう⁴⁷⁾。

しかし、昭和41年改正に伴い、東京証券取引所は、上場審査基準および上場廃止基準を実際に改正して、上場会社は原則として、株式譲渡制限の制度を利用できないこととした⁴⁸⁾。

この取引所の措置に対しては、経済界の一部から、譲渡制限を外資による乗取りに対する自己防衛策として考えていたのに、取引所がそれを完全にシャットアウトするのは行き過ぎである、という批判が寄せられた⁴⁹⁾。また、前述の上田氏も、取引所の措置に対して、「東京証券取引所は、商法が日本企業のために自主的防衛の途を開いたにかかわらず、これを無視する態度に出た」とされ、辛辣な批判を展開された⁵⁰⁾。さらに、前述の「外資審議会専門委員会報告」も、取引所の措置に対して、「外国投資家に対する譲渡のみにつき制限をふした場合には、上場を認めても差支えないものとする」としていた⁵¹⁾。

以上のような動きに鑑みれば、昭和41年改正で設けられた定款による株式譲渡制限の制度は、当初、わが国の株式会社の多数を占める閉鎖的な中小規模の会社のニーズに応じるために法制審議会商法部会において検討が始められたが、検討の過程において、その本来の趣旨に加えて、外資による乗取りに対する防衛策としての利用も意識して検討が進められたのではないと思われる。また、

そのような意識があったからこそ、昭和40年代の本格的な資本取引の自由化の実現の前に、商法の規定で、株式の譲渡制限を認めておく必要があったのではなからうか。昭和25年改正における絶対的な株式の自由譲渡性の原則の修正は、わが国の株式会社の実態に鑑みて必然的なものであったといえるが、昭和25年改正直後より改正要望のあったこの問題が、昭和30年代後半のこの時期に緊急改正事項とされて検討が進められたのは、その背後に外資対策という要因が存在していたからであると考えられる。

譲渡制限株式の上場をめぐる問題に関連して、当時、竹内昭夫博士は、少なくとも立法過程において公にされた意見（昭和41年3月付の法務省民事局の「商法の一部を改正する法律案事項別逐条説明⁵²⁾」、衆議院法務委員会における法務省民事局長および大蔵省証券局の上場会社の株式譲渡制限についての説明⁵³⁾、昭和38年2月11日付の関西経済連合会の「株式会社法改正に関する意見⁵⁴⁾」、昭和40年9月9日付の東京商工会議所の「商法の一部改正の早急実現に関する要望⁵⁵⁾」、衆議院法務委員会における日本証券業協会連合会専務理事の上場会社の株式譲渡制限についての意見⁵⁶⁾等）からみる限り、株式譲渡制限の制度は、その株式が取引所取引の対象になるなどということを考えていない同族的中小会社において利用されることを予想して設けられたものと思われる、と述べておられる⁵⁷⁾。

竹内博士が指摘されたように、立法過程において公にされた意見において、譲渡制限が上場会社の外資対策にも利用できることを示唆するものは存在しない。改正法制定後に前述の発言をされた鈴木竹雄博士も、昭和38年10月の私法学会シンポジウム「商法改正の問題点」においては、株式譲渡制限は、いわゆる上場銘柄では実際上問題になりえないだろう、おそらく上場規則でもそういう取扱いをするであろう、と発言されている⁵⁸⁾。

しかし、立法過程における公の意見に譲渡制限が上場会社の外資対策をも目的としていることを示唆するものが存在しないのは、譲渡制限が外資対策を目的としていなかったことを示すのではなく、当時のわが国のおかれていた状況

を配慮してのことであったのではなからうか。すなわち、後述のように高度経済成長に伴い、欧米諸外国より開放経済体制への移行を要求されていた当時において、外資対策を譲渡制限の立法理由の一部として公式に掲げるのは好ましくないとの政策的判断があったのではないかと思われるのである⁵⁹⁾。そうであるとするならば、前述したように、株式譲渡制限の制度の検討の過程において、閉鎖会社のニーズに応じるという本来の立法理由に加えて、公開会社の外資対策という理由も意識されたが、このような政策的判断により、公式の意見としては前者のみが表明された、と考えるのが妥当ではなからうか。

以上のような経緯により、昭和41年改正法は、株式の自由譲渡性を原則としつつも、会社は定款をもって株式の譲渡につき取締役会の承認を要することを定めることができるものとして、定款による株式譲渡の制限を認めた（商204条1項）。そして、株主による投下資本の回収を保障するため⁶⁰⁾、取締役会が譲渡の承認を与えない場合の買受人指定の手続を設けた（商204条ノ2～204条ノ5）。

この改正は、株式の自由譲渡性を強行法によって保障した昭和25年改正の、手直しの性格を有するものであるとの評価を受けている⁶¹⁾。

なお、この株式譲渡制限に関する商法改正に伴い有限会社の社員の持分の譲渡制限に関する規定（有19条。また、有23条2項参照）が整備された⁶²⁾。

注

23) 味村・前掲注3) 6頁参照。

24) たとえば、松本丞治博士は、同族会社等の存在に鑑みれば、株式譲渡の制限を全く禁止してしまうことは行き過ぎである、と主張された。松本丞治「会社法改正要綱批判」法時22巻3号8頁（昭和25年）。

25) 鈴木竹雄＝石井照久・改正株式会社法解説80頁（昭和25年）、大隅健一郎＝大森忠夫・逐条改正会社法解説117頁（昭和26年）、大隅健一郎「株式の譲渡」株式会社法講座2巻641頁（昭和31年）等。ただし、鈴木＝石井・前掲注25) 80－1頁および大隅・前掲注25) 649頁は、立法論としては、最低資本金等の基準の設定により株式会社を大規模会社に限定したうえで、株式の自由譲渡性を絶対的な原則とすることが望ましいとしていた。

26) 資料「商法再改正に関する各界の意見」法学研究26巻3号55頁（昭和28年）。なお、東京商工会議所の商事法規委員会委員長は、鈴木竹雄博士であった。

27) 同前71-2頁。

28) 国税庁統計年報書の会社資本金階級別表によれば、昭和32年度から昭和36年度までの株式会社の資本金別数は以下のとおりである。

株式会社資本金別数（昭和32年度～36年度）

	32	33	34	35	36
資本金20万円未満	10,027	8,728	8,046	7,636	7,082
20万円以上	28,690	28,740	27,479	27,300	26,571
50万円以上	63,608	66,672	66,696	68,434	69,392
100万円以上	111,967	125,689	134,846	147,562	162,308
500万円以上	10,389	13,254	16,085	20,325	25,730
1000万円以上	8,645	9,416	10,566	11,899	13,828
5000万円以上	1,231	1,387	1,580	1,782	2,310
1億円以上	1,414	1,501	1,683	1,960	2,425
10億円以上	243	263	295	358	436
50億円以上	47	57	69	94	123
合計	236,261	255,707	267,345	287,350	310,205

29) 法務省民事局作成の参考資料による。「商法改正案の国会審議〔2〕」財政経済弘報1151号10頁（昭和41年）、味村・前掲注3）9頁、12頁に掲載。この資料は、以下に掲げるように、調査対象会社を資本金別に区分し、譲渡制限の定めのある会社・ない会社の数を集計している。

資本金	譲渡制限の定めのある会社	ない会社
10万円未満	31	7
100万円未満	252	37
1000万円未満	34	9
5000万円未満	2	2
1億円未満	0	2
1億円以上	3	1
合計	322	58

30) 神戸大学および神戸商科大学の商法研究者を中心構成員とする会計規模研究会による調査。会計規模研究会「小規模株式会社の法的実態（一）」神戸法学雑誌13巻4号532頁（昭和39年）。

31) 同前571頁以下。

同調査によれば、株式譲渡制限の態様とその態様別会社数はつぎのように報告されている（同前576頁第46表）。

譲渡制限の態様	会社数
I { 会社・他の株主の同意が必要	43
社長・取締役（会）の同意が必要	81

II	}	譲受人を会社・他の株主に制限	12
		譲受人を社長・役員に制限	6
		譲受人を従業員・縁故者に制限	5
III		会社などに先買権がある	10
IV		I～IIIの併用	8
V		その他	2
VI		不明	1
合 計			168

32) 同調査によれば、株式譲渡制限をしない理由とその理由別会社数はつぎのように報告されている（同前573頁第45表）。

譲渡制限しない理由	会社数
制限できない	71
必要はあると思うが、今は制限しない	65
譲渡が起こりえないから、制限の必要なし	186
理由をとくにあげないもの	16
合 計	338

33) 西南学院大学志村治美教授による調査。志村治美「福岡市における小規模株式会社の法的実態（二）」西南学院大学商学論集12巻4号23頁（昭和41年）。

34) 同前28頁以下。

同調査によれば、株式譲渡制限の態様とその態様別会社数はつぎのように報告されている（同前33頁第28表）。

譲渡制限の態様	会社数		
I	}	会社・他の株主の同意が必要	17
		社長・取締役（会）の同意が必要	37
II	}	譲受人を会社・他の株主に制限	5
		譲受人を社長・役員に制限	2
		譲受人を従業員・縁故者に制限	5
III		会社などに先買権がある	3
IV		I～IIIの併用	0
V		その他	0
VI		不明	4
合 計			73

35) 同調査によれば、株式譲渡制限をしない理由とその理由別会社数はつぎのように報告されている（同前30頁第27表）。

譲渡制限しない理由	会社数
制限できない	23
必要はあると思うが、今は制限しない	26

譲渡が起こりえないから、制限の必要なし	46
理由をとくにあげないもの	46
合 計	141

- 36) なお、上記の2調査以外に、東京商工会議所による調査について、伊沢実「中小会社の株式会社性並びに会社法運用の実態」商事32号10頁以下（昭和31年）参照。
- 37) 資料「株式会社法改正に関する意見（関西経済連合会）」商事271号14頁（昭和38年）。
- 38) 商事342号22頁（昭和40年）、356号22頁・358号22頁（昭和40年）。
- なお、このほか、中小規模の同族会社の多い卸商団体の全国的組織である日本卸商団体連合会は、株式譲渡制限を認める立法を特に強く希望していた。商事323号23頁（昭和39年）。
- 39) 参録21号26頁〔民事局長発言〕、鈴木＝竹内・前掲注3）392頁、居林次雄「譲渡制限付株式の上場問題」ジュリ379号84頁（昭和42年）。これらの文献の記述によれば、資本金1億円が、その範囲を区別する基準とされたようである。
- 40) 鈴木＝竹内・前掲注3）392頁。
- 41) 参録21号26頁〔民事局長発言〕、味村・前掲注3）10頁。
- 42) 日本経済新聞社編・昭和の歩み1日本の経済79頁以下（昭和63年）。
- 43) 矢沢惇＝鴻常夫・会社法の展開と課題59頁（昭和43年）。
- 44) 資料「外資審議会専門委員会報告」商事415号9頁（昭和42年）。この点について、鈴木竹雄「資本自由化の制度的対策－外資審議会専門委員会の報告について－」商事415号4－6頁（昭和42年）参照。
- 45) 我妻栄＝宮沢俊義＝鈴木竹雄＝武山泰雄＝金沢良雄「ジュリストの目－資本自由化への対策」ジュリ368号15－6頁（昭和42年）。
- 46) 鈴木＝竹内・前掲注3）392－4頁。
- 47) 上田明信「資本自由化と株式の譲渡制限」商事420号2頁（昭和42年）。また、同「改正会社法の問題点〔4〕」財政経済弘報1195号4頁（昭和42年）参照。
- 48) 商事386号21－2頁（昭和41年）参照。
- 49) トピック「経団連、譲渡制限付株式の上場問題を検討」商事422号49頁（昭和42年）、また、テルスター「資本取り引き自由化と株券上場基準」商事405号27頁（昭和42年）。
- 50) 上田・前掲注47) 商事420号2頁。また、同・前掲注47) 財政経済弘報1195号4－5頁。
- 51) 資料・前掲注44) 9頁。この見解につき、河本一郎「譲渡制限付記名株式と上場制度〔上〕〔下〕」商事422号50頁・423号8頁（昭和42年）参照。
- 52) 商事378号6頁（昭和41年）。
- 53) 衆録21号9頁、28号8頁。
- 54) 資料・前掲注37) 14頁。
- 55) 商事356号22頁・358号22頁（昭和40年）。
- 56) 衆録29号6頁。
- 57) 竹内昭夫「譲渡制限株式の上場－受渡方法の簡素化のための方策－」商事432号4頁（昭和42年）。

- 58) シンポジウム「商法改正の問題点」私法26号141頁（昭和39年）。
- 59) この点につき、鈴木＝竹内・前掲注3）392－3頁、上田・前掲注47）商事420号2頁、トピック・前掲注49）49頁等参照。
- 60) 株式譲渡の制限を認めると、株主の投下資本回収を不可能にし、株主の保護に欠ける、との改正反対意見があったとされている。味村・前掲注3）8頁参照。
- 61) 鈴木＝竹内・前掲注3）390頁、矢沢＝鴻・前掲注43）59頁。
- 62) 味村・前掲注3）220－2頁、田代・前掲注3）98－9頁等参照。

第2節 記名株式の譲渡方法

記名株式の譲渡方法について、明治32年商法は規定を設けていなかったが、昭和13年改正法は、記名株式の譲渡は定款に別段の定めがない限り裏書によってなすことができると規定した（昭和25年改正前商205条1項）。その後、昭和25年改正法は、記名株式の譲渡は、株券の裏書によるかまたは株券および譲渡証書の交付によってなす旨を規定した（昭和41年改正前商205条1項）。そして、その裏書または譲渡証書には、譲渡人の署名または記名捺印が必要であるとされた（昭和41年改正前商205条2項、手13条、82条、商法中署名スベキ場合ニ関スル法律）。

ところで、昭和30年代に入っのわが国経済の高度成長に伴い証券市場は活況を呈し、昭和30年から昭和36年まで、株価は急上昇した。この間の東証ダウ平均は、昭和30年の平均374円から昭和36年の平均1548円94銭と約4倍に上昇している⁶³⁾。当然ながら、この間、市場の売買高は急増し、東証第1部の年間売買高は、昭和30年の約25億株から昭和36年の約311億株まで、約12倍の増加をみている⁶⁴⁾。

このような株式取引高の急増に伴い、実務において記名株式の譲渡方法を簡略化するために、記名のない捺印のみの裏書という譲渡方法が広く行われるようになったといわれている⁶⁵⁾。たとえば、東京証券取引所が、昭和36年4月、その会員99社中資料を提出した70社について調査したところによると、その取扱株券の名義人別件数（法人名義のものを除く）の92%までが記名を欠く押印

のみの裏書または譲渡証書を添付したものであった、との記述が存在している⁶⁶⁾。また、昭和36年4月の東京株式懇話会調査（法人名義分を除く）によれば、書換株券総枚数のうち約62%が記名を欠く裏書によるものであった、とされている⁶⁷⁾。

しかも、株主が自ら捺印をせず、証券会社が株主の同意を得て印鑑を用意して、それを押して裏書をするのがかなり行われていたとされている⁶⁸⁾。

そこで、このような捺印のみの裏書による記名株式の譲渡の法的効力が問題となり、捺印のみの裏書により株式を譲り受けた者が、譲渡人の記名を補充せずに会社に対して名義書換えの請求ができるか否かについて、判例は、肯定説⁶⁹⁾と否定説⁷⁰⁾とに分かれていた。

肯定説の立場をとる判例には、捺印のみの裏書は記名の補充を譲受人に委託したものと解すべきであり、譲受人が名義書換えのためそのまま会社に株券を提出したときはその補充を会社に委託したものとみるべきであるから、会社は記名を補充して株主名簿の名義書換えをなすべきという理由をあげるもの⁷¹⁾、裏書の方法に記名捺印が認められている以上、裏書人が捺印したときは何人が記名を補充してもよく、したがって譲渡人の捺印のみによって記名を欠く場合も譲渡の効力は否定されるべきではないという理由をあげるもの⁷²⁾、および、わが国の慣行から記名捺印の要素は記名よりも捺印であるということができ、捺印によって本人を識別しうる限り記名は必ずしも必要としないものと解しても支障はないという理由をあげるもの⁷³⁾があった。

これに対して、否定説の立場をとる判例のあげた理由は、以下に述べる最高裁判所のあげた理由に集約されている。

このように、判例は対立していたが、昭和38年10月1日、最高裁判所は、否定説の立場をとることを明らかにした⁷⁴⁾

最高裁判所の見解は、つぎのとおりであった。

「株券の裏書による記名株式の譲渡には、譲渡人の署名または記名捺印を要することは、商法205条2項、手形法13条の明定するところである。したがっ

て、このような方式を欠いた裏書譲渡は原則として無効と解すべきである。しかしながら、記名は、署名と違って、何人がしても差支えないものであるから、裏書欄に前株主の捺印のみある株券の交付をうけた株式譲受人は、裏書人の記名の補充権を与えられたものとして、かかる譲渡を有効と解しうるのであろう。したがって、譲受人が記名を補充すれば、そのときから株式の所持人としての形式的資格を取得し、会社に対して株主名簿の名義書換を請求しうるのである。しかし、捺印のみの裏書で株券の交付をうけた株式譲受人が、譲渡人の記名を補充せずに名義書換を請求した場合においても、請求者は、譲渡人の記名の補充を会社に依頼したと解する余地がある。したがって、会社が依頼に応じ自己の責任において記名を補充し株主名簿の書換をすることは妨げないけれども、それは会社が任意にそうするだけのことであって、そうしなければならない義務があるとは考えられない。譲渡人の記名を補充すべき旨の依頼に会社が応じなければならないと解すべき根拠を、法律上見出しえないからである。だから、捺印のみの裏書による譲受人から株主名簿書換請求をうけた会社は、請求者に株式所持人たる形式的資格が欠けていることを理由に、適法の所持人たることを否認し、書換請求を拒みうるものと解すべきである⁷⁹⁾。」

裁判所の見解が分かれていたために経済界は困惑していたが、最高裁判所が判断を示したにもかかわらず、経済界の不安は残った。というのは、最高裁判決により、捺印のみの裏書による譲受人から名義書換請求があった場合には、会社はその請求を拒絶できることは明確になったが、上場会社の名義書換実務においては、通常は名義書換請求を拒絶することは考えられず、問題は、名義書換えを行ったが実は名義書換請求者が無権利者であった場合に、会社が免責されるかどうかということであったからである。その点につき、前述のように最高裁は、会社がその場合に記名を補充し名義書換えをすることはさまたげられないが、それは会社が自己の責任において任意にそうするだけのことであり、という趣旨のことを述べたので、その場合に免責は受けられないと理解することができたからである。

ちなみに、実務において、証券代行業務の大手である東洋信託銀行は、昭和38年9月まで、欠けている記名を補充して名義書換えをしていたとされており、もう一方の大手である中央信託銀行は欠けている記名を補充せずに名義書換えをしていたとされている⁷⁶⁾。

最高裁判決の趣旨に鑑みれば、名義書換請求者に記名を補充させることが、会社側にとっては最も好ましい解決策であったが、上場会社の実務の現状においては、大変困難なことであった⁷⁷⁾。

すでに、昭和27年に東京株式懇話会から、記名株券の譲渡も株券の交付だけで行うことができるようにすべき旨の要望が提出されていた⁷⁸⁾が、上記のような状況を背景として、経済界において、この旨の主張が強く行われるようになり⁷⁹⁾、昭和35年6月には全国株連連合会から⁸⁰⁾、昭和37年1月には日本証券業協会連合会から⁸¹⁾、昭和38年2月には関西経済連合会から⁸²⁾同趣旨の要望が行われた。また、学説においても、裏書の廃止に賛成する見解が有力に主張された⁸³⁾。

これらの裏書廃止論は、概ねつぎのような理由を述べていた。

昭和25年商法改正前は、商法229条2項が、株主名簿上の株主がなした裏書が真正でない場合において、会社について調査（印鑑照合）をすればその真偽を判別することができるときは、善意取得の規定を適用しない、と定めていた。したがって、株券の裏書に使用された印鑑が会社に届け出た印鑑と異なるときは、善意取得が成立することはなく、記名株式の譲渡方法として裏書または譲渡証書の方法を要求することは、株主の地位の静的安全を保護する重要な機能を果たしていた。しかし、昭和25年改正において、同項は削除された。その結果、昭和25年改正後は、裏書が偽造であって使用された印鑑が株主の会社に届け出た印鑑と異なっていた場合でも、善意取得が成立しうるので、記名株式の譲渡方法として裏書または譲渡証書の方法を要求することは、株主の地位の静的安全を保護するという機能を実質的には果たしていない。また、手形の裏書には担保的効力が認められ重要な機能を果たしているが、記名株式の譲渡方法

としての裏書にはそのような効力が認められているわけではない。したがって、記名株式の譲渡につき裏書および譲渡証書の制度を廃止して、単なる株券の引渡しによることにしても、実質的な法律状態にはほとんど変わりはなく、かえってそれにより、捺印のみの裏書による記名株式の譲渡について生ずる困難な問題を排除することができ、また株式取引量の増大に対応する流通の円滑化にも合致する⁸⁴⁾。

このような、経済界や有力説の裏書廃止論に対しては、学者の間には、反対意見もあった⁸⁵⁾。

この反対意見は、主としてつぎのような主張であった。

裏書廃止論が唱えられた理由が、株券の数量が急増して株式事務がうまくいかなかったことにあるならば、額面の引き上げや株券の大型化等の措置により株券の数量を減少させる方策を講じるべきであり、そのうえで、株主の保護のために、昭和25年改正前の印鑑照合制度を復活させるべきである⁸⁶⁾。また、現在の制度のもとにおいても、株主の保護のために裏書の制度は残した方がよい⁸⁷⁾。

しかし、このような反対意見に対しては、市場で流通させる株券は取引単位のものにせざるを得ないから、株券の大型化による流通株券の数量の減少化には限界がある⁸⁸⁾、そして、印鑑照合制度を復活させると、株式の流通に大きな支障をきたす⁸⁹⁾、また、前述のように、昭和25年改正後の裏書制度は、株主の静的安全の保護に役立っていない⁹⁰⁾、という反論がなされた。

裏書廃止反対論者の学者の一部が法制審議会商法部会委員であったので、以上のような議論が法制審議会商法部会においてもなされたことと思われるが、結局昭和41年改正法は、記名株式の譲渡方法について、裏書および譲渡証書の制度を廃止し、株券の交付のみによる譲渡方法の制度を採用した（商205条1項）。

それに関連して、長期保有等の理由で、株式の流通よりも株式の安全な保持を欲する株主のために記名株式についての株券不所持の制度が新設された（商

226条ノ2)。

この制度を新設したのは、記名株式の譲渡方法の改正が善意取得の可能性をより大きくすると印象を与えること、および前述の裏書廃止に対する反対論に配慮したことによるものであるとされている⁹¹⁾。

この制度の新設について、改正作業の過程で、経済界からは、記名株式の譲渡方法が変更されても、理論的にはともかく実際には静的安全保護の面において全く変わりがないにもかかわらず、会社の事務負担を増大させる株券不所持制度を記名株式の譲渡方法の変更に随伴させることは、あまりにも非実際的であるとの意見も提出された⁹²⁾。また、昭和40年1月に、経済団体連合会は、法務省との懇談において、株券不所持の制度の創設は見送るべきではないか、仮に創設することとしても、定款でこの制度を採用する旨を定めた会社のみにつき実施することができるよう要綱を改めるべきではないか、との強い要望を行った⁹³⁾。さらに、関西経済連合会は、昭和41年3月の改正要望の意見書において、不所持制度の趣旨には賛成するが、定款でこの制度を採用する旨を定めた会社のみにつき実施することができるとした方がより現実的であると主張した⁹⁴⁾。

これに対して、東京商工会議所は、昭和40年8月の要望書において、記名株券の裏書を廃止するとともに株券不所持の制度を創設するのは、前者によって株式取引の円滑と安全を期するとともに、後者によって長期保有の株主の保護をはかるものであって、きわめて合理的な案であるとの意見を述べた⁹⁵⁾。

このように、経済界は、東京商工会議所等一部を除いて、株券不所持制度の導入に消極的であり、最終的には、導入するにしても、定款でこの制度を採用する旨を定めた会社においてのみ株主は不所持の申出ができるとする立法を望む意見が大勢を占めた。

改正法は、この制度の採用を望まない会社は定款でこの制度を排除できると規定したのであるが、この制度は株主の利益を図るための制度であるので、会社がこの制度を定款で排除しようとするとその理由づけが困難であるという事情があった。そこで、経済界においては、上記のような立法の仕方が望まれた

ようである⁹⁶⁾。

しかし、結局この点についての経済界の要望は受け入れられなかったことになる。

なお、この記名株式の譲渡方法に関する改正は、昭和25年改正の論理的な帰結を正面から認めるとともに、これを合理化したという性格を有するという評価を受けている⁹⁷⁾。

注

63) 東京証券取引所・証券統計年報〔平成7年版〕40頁(平成8年)。

この統計によれば、昭和25年から昭和40年までの東証ダウ平均は、以下のとおりである。

	平均(円)	最高(円)	最低(円)
昭和25年	101.73	114.99	85.25
26年	136.10	170.32	102.10
27年	245.67	370.55	167.80
28年	390.90	474.43	295.18
29年	340.79	377.27	314.08
30年	374.00	425.69	345.89
31年	485.33	566.30	420.14
32年	535.57	595.46	471.53
33年	571.97	666.54	475.20
34年	821.52	976.93	664.69
35年	1,116.62	1,356.71	869.34
36年	1,548.94	1,829.74	1,258.00
37年	1,419.44	1,589.76	1,216.04
38年	1,440.61	1,634.37	1,200.64
39年	1,262.88	1,369.00	1,202.69
40年	1,203.16	1,417.83	1,020.49

64) 同前14頁。

この統計によれば、昭和25年から昭和40年までの東証第1部の売買高は、以下のとおりである。

	合計 (千株)	1日平均 (千株)	最多 (千株)	最少 (千株)
昭和25年	512,109	1,701	9,444	561
26年	821,258	2,738	6,933	923
27年	2,002,637	6,653	15,541	1,448

28年	2,091,539	6,995	22,533	1,904
29年	1,238,494	4,115	13,564	1,521
30年	2,505,297	8,351	27,253	2,207
31年	6,692,411	22,015	89,249	5,288
32年	7,691,636	25,469	80,488	8,801
33年	11,684,473	38,948	121,324	7,710
34年	21,200,964	70,906	189,952	21,519
35年	27,230,260	90,166	226,459	20,409
36年	31,089,058	103,286	252,893	26,285
37年	33,134,838	109,718	339,646	38,271
38年	39,375,685	130,383	594,510	31,176
39年	28,578,364	94,945	370,974	30,085
40年	33,952,288	112,798	685,634	23,697

65) 味村・前掲注3) 94, 97-8頁, シンポジウム・前掲注58) 152頁〔三戸岡道夫発言〕, 三東三司「捺印だけの株券の実態」ジュリ189号63頁(昭和34年), 衆録23号12頁〔民事局長発言〕等。

66) 商事233号21頁(昭和37年)。

67) 鈴木竹雄編・株式実務(新版)Ⅱ株式88頁(昭和36年)。

このほか, 味村・前掲注3) 98頁, 三東・前掲注65) 63頁等参照。

68) 衆録28号18頁〔民事局長発言〕, 衆録29号3頁〔大隅健一郎発言〕, 上野襄治「株券の裏書廃止論」商事68号3頁(昭和32年)等。

このうち, 上野氏(当時, 日興証券受渡部次長)の論文中(同前3頁)には, つぎのような記述がある。「某証券業者の店頭では判口屋のそれの如く出来合の印を一揃へ置いてある。聞けば株券を売りに来る客の中には印章の持参を忘れる者も少くないので, その人達に不便を掛けぬやうにサービスとして置いてあるのださうである。当該証券業者は店舗が狭いので, 店頭に麗々しく置いてあり, 特に人目を惹くのであるが, 株券裏書の実態を象徴するものとして心ある者の間で話題となつてゐる。」

69) 東京地判昭和28・4・8下民4巻4号493頁, 東京高判昭和28・12・9下民4巻12号1843頁, 東京地判昭和29・9・10下民5巻9号1470頁, 東京地判昭和34・10・12判時204号29頁〔後掲注74) 最判昭和38・10・1の第一審判決〕, 大阪地判昭和35・3・31下民11巻3号694頁, 東京地判昭和37・7・19判時305号2頁等。

70) 東京地判昭和34・5・12下民10巻5号988頁, 東京高判昭和35・10・27高民13巻8号770頁, 東京高判昭和35・12・14判時248号33頁〔後掲注74) 最判昭和38・10・1の原判決〕等。

71) 前掲注69) 東京地判昭和28・4・8, 前掲注69) 東京高判昭和28・12・9。なお, 前掲注69) 大阪地判昭和35・3・31参照。

72) 前掲注69) 東京地判昭和34・10・12。

73) 前掲注69) 東京地判昭和37・7・19。

74) 最判昭和38・10・1民集17巻9号1091頁。

- 75) 同前1092-3頁。
- 76) 商事295号6-7頁(昭和38年), シンポジウム・前掲注58) 152-3頁〔三戸岡道夫発言〕。
その他, 名義書換えの際の記名補充の有無についての実務に関する統計として, 三戸岡道夫「捺印だけの株券の裏書について」ジュリ221号37頁(昭和36年), 鈴木編・前掲注67) 88, 149頁等参照。
- 77) 商事295号7頁(昭和38年)。
- 78) 東京株懇24号3頁(昭和27年), 資料・前掲注26) 69頁。
- 79) 三戸岡道夫「株券の裏書と会社の審査義務」商事61号17頁(昭和32年), 上野・前掲注68) 2頁, 同「株券の裏書廃止と廃止後の記名株券の法的性格」東京株懇74号28頁以下(昭和32年)等。
- 80) 資料「商法中緊急改正に関する要望書(全国株懇連合会)」商事182号12頁(昭和35年)。
その後, 全国株懇連合会からは, 昭和36年12月にも, 改正の要望が行われた。資料「商法改正に関する要望書(全国株懇連合会)」商事233号19頁(昭和37年)。
- 81) 商事233号21頁(昭和37年)。
- 82) 資料・前掲注37) 14-5頁。
- 83) 大隅健一郎「記名株式の譲渡と株券の裏書-株券の裏書廃止論に関連して-」法学論叢67巻3号1頁(昭和35年)。また, 鈴木竹雄「株券の譲渡をめぐる諸問題」商事201号10頁(昭和36年)参照。
- 84) 大隅・前掲注83) 14頁以下, 上野・前掲注68) 2-4頁, 味村・前掲注3) 95-6頁等。
なお, 長谷部茂吉「実務から見る株式をめぐる問題」ジュリ254号32頁(昭和37年)参照。
- 85) シンポジウム・前掲注58) 149-51頁〔曾野和明, 並木俊守, 西原寛一発言〕等。
- 86) 同前149-50頁〔曾野発言〕。
- 87) 同前150-1頁〔並木, 西原発言〕。
- 88) 同前150頁〔鈴木竹雄発言〕。また, 衆録28号21頁〔民事局長発言〕参照。
- 89) 鈴木竹雄・前掲注1) 昭和41年改正会社法実務の研究7-8頁。
- 90) 同前7頁。
- 91) 鈴木=竹内・前掲注3) 383頁, 鈴木竹雄=竹内昭夫・会社法〔第3版〕126, 156頁(平成6年)。
- 92) 資料「商法改正に関する意見書(全国株懇連合会)」商事295号44-5頁(昭和38年)。また, シンポジウム・前掲注58)153頁〔三戸岡道夫発言〕参照。
- 93) 商事338号17頁(昭和40年)。
- 94) 商事375号22頁(昭和41年)。ほぼ同趣旨の主張が, 日本商工会議所によりなされた。商事373号21頁(昭和41年)。このほか, 日本弁護士連合会は, 株券所持の危険防止ということだけのために不所持制度の規定を新設することに疑問を提示した。衆録29号3-4頁〔松本正雄弁護士発言〕参照。
- 95) 商事356号21頁(昭和40年)。なお, 前述したように, 東京商工会議所の当時の商事法規委員会委員長は, 鈴木竹雄博士であった。

96) 鈴木=竹内・前掲注3) 384頁、景山浩次「株券不所持制度排除の理由雑感」ジュリ366号 92頁(昭和42年)。

97) 矢沢=鴻・前掲注43) 60頁。

第3節 額面株式と無額面株式の相互転換

昭和25年の商法改正により、無額面株式の制度が採用され、会社は、額面株式もしくは無額面株式またはその双方を発行することができることになった(商199条)。しかし、額面株式と無額面株式の相互転換の可否について、昭和25年改正法は規定を設けていなかった。

そして、学説においては、額面株式と無額面株式の相互転換は認められないとするのが通説であった⁹⁸⁾。

その理由としては、實際上それを認める必要がないこと⁹⁹⁾、記名株式と無記名株式の転換については規定(平成2年改正前商227条2項)があるが、額面株式と無額面株式の転換については規定がないこと¹⁰⁰⁾、額面株式と無額面株式は権利の内容が同一であり、その区別は株式の種類ではないから、転換株式の転換(商222条ノ2)の制度を適用できないこと¹⁰¹⁾、両者の転換を認めると、額面株式の額面未満発行禁止の規定(商202条2項〔昭和56年改正前3項〕)が無意味となること¹⁰²⁾等があげられていた¹⁰³⁾。

これに対して、両者の間の転換を認める説もあった¹⁰⁴⁾。

その理由としては、両者の間の転換を認める規定がないことは、転換を認めない絶対的理由とはならないこと、両者の転換を認める実際上の必要がないとはいえないこと等があげられ¹⁰⁵⁾、額面未満発行禁止の規定が無意味となるという通説の理由に対しては、額面株式と無額面株式との双方を自由に何の制約もなしに発行することを認め、発行された後も両者が完全に平等であるとする法の建前そのものが根本の問題であるとの反論が加えられた¹⁰⁶⁾。

このような学説の状況のもと、経済界においては、昭和28年に経済団体連合会が、額面株式の無額面株式への転換規定を設けるべき旨の改正意見を提出し

ていた¹⁰⁷⁾。

そしてその後、特に株券の併合という理由、すなわち額面株式と無額面株式の双方を有する株主がある場合に、双方の株券を併合するためにその間の転換が認められる必要があるという理由が経済界で主張された¹⁰⁸⁾。

この点について、わが国で最初に無額面株式を発行した三菱倉庫において、双方の株式を有する株主からいずれか一方の株式の株券への併合の希望が生じ、その際会社は、株式の転換の問題にはふれずに、株式課長個人の持株を融通・交換して、株主の希望する額面株式か無額面株式の株券として交付するという実際の解決方法をとった、とされている¹⁰⁹⁾。

そして、昭和41年改正法は、額面株式と無額面株式の双方を有する株主が、その双方の株券を併合できるようにすることを主たる理由として¹¹⁰⁾、株主の請求による額面株式と無額面株式の転換の制度を新設した(商213条)。その結果、額面株式と無額面株式の権利の同一性が認識されて、無額面株式の発行に対する嫌悪感¹¹¹⁾が薄れるという効果も期待されたといわれる¹¹²⁾。

この改正は、昭和25年改正の際なすべきであった改正を追加したという性格のものであるとの評価を受けている¹¹³⁾。

なお、当時無額面株式を発行していた数社の上場会社¹¹⁴⁾のうち、最も発行株数の多かった住友金属工業は、アメリカの銀行から借入れをする際、自己資本の充実を要求され、新株発行をしようとしたが、株価が額面を割っていたので、やむなく無額面株式を発行することになったとされている¹¹⁵⁾。額面株式と無額面株式の相互転換の制度自体は、外資導入のために新設されたものではないが¹¹⁶⁾、わが国における無額面株式発行の背景の一部に外資の導入が関係していたことがわかる¹¹⁷⁾。

注

98) 鈴木=石井・前掲注25) 75頁、大隅=大森・前掲注25) 103-4頁、松岡熊三郎「額面株式と無額面株式」株式会社法講座2巻521頁(昭和31年)、田中誠二・最新会社法論上

200頁（昭和38年）等。

- 99) 鈴木=石井・前掲注25) 75頁, 大隅=大森・前掲注25) 104頁。
- 100) 松岡・前掲注98) 521頁, 田中誠・前掲注98) 200頁。
- 101) 鈴木=石井・前掲注25) 75頁, 大隅=大森・前掲注25) 103-4頁, 松岡・前掲注98) 521頁, 田中誠・前掲注98) 200頁。ただし, 種類株相互の間の転換に伴って, 額面株式と無額面株式との間の転換が行われることは肯定されていた。鈴木=石井・前掲注25) 75頁, 大隅=大森・前掲注25) 104頁, 松岡・前掲注98) 521頁。
- 102) 並木・前掲注3) 70頁参照。
- 103) なお, 通説の中にも, 立法論としては, 一定の条件のもとに両者の間の転換を認めるべきであるとするものもあった。田中誠・前掲注98) 200頁。また, 額面株式の無額面株式への転換を認める実益について, 松岡・前掲注98) 521-2頁参照。
- 104) 服部栄三「額面株式と無額面株式との両建に伴う諸問題」民商34巻3号15頁以下（昭和31年）。
- 105) 同前16-7頁。
- 106) 同前16頁。
- 107) 資料・前掲注26) 78頁。
- 108) 味村治=正村芳三=佐戸井滋「無額面株式の発行—その法制・実務上の問題点—」財政経済弘報938号3頁〔佐戸井滋発言〕（昭和37年）。
- 109) 石井照久=三戸岡道夫・株式54頁（昭和29年）, 服部・前掲注104) 17-8頁, 味村他・前掲注108) 3頁〔佐戸井滋発言〕。
- 110) 衆録28号13頁〔民事局長発言〕, 参録23号2頁〔民事局長発言〕, 味村・前掲注3) 87頁, 矢沢惇「商法改正案の内容と問題点」商事316号2頁（昭和39年）等。
- 111) 無額面株式は, 株式の時価が額面株式の額面を下回っている場合に会社が増資の必要を生じたときに, やむなく発行されているという実情があり, そのことは, 無額面株式による資金調達の特長でもあるが, 逆に, 無額面株式を発行したということは, 株価が額面未満に下落したことの痕跡を残していることでもあるとの考え方も成り立ちえた。田代・前掲注3) 156頁。
- 112) 味村・前掲注3) 87頁。また, 衆録29号1頁〔大隅健一郎発言〕参照。
- 113) 矢沢=鴻・前掲注43) 61頁。
- 114) 味村・前掲注3) 88頁, 田代・前掲注3) 157頁によれば, 以下のとおりである。
- | 会社名 | 発行年月 | 発行価額 | 発行株数 |
|------------|------------|-------|-------------|
| 三菱倉庫株式会社 | 昭和27年3月 | 100円 | 2,400,000 |
| 富士観光株式会社 | 昭和27年6月から | 5円から | 242,273,082 |
| (合計13回) | 昭和39年12月まで | 20円まで | |
| 住友金属工業株式会社 | 昭和37年8月 | 45円 | 357,600,000 |
| 玉井商船株式会社 | 昭和38年10月 | 20円 | 8,800,000 |
- 115) 矢沢=鴻・前掲注43) 61頁, 参録19号7頁〔大住達雄弁護士発言〕。

- 116) 参録24号25頁〔民事局長発言〕。
- 117) 矢沢=鴻・前掲注43) 61頁。

(未 完)